

障第1421号
令和3年10月21日

障害者支援施設の管理者 様
共同生活援助事業所の管理者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

入所者の投票機会の確保について（依頼）

平素は、県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止にご尽力いただいているところですが、選挙が行われる際の投票所への外出は、「不要不急」に当たりませんので、貴施設等入所者の投票機会の確保について、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお本件に関し、身体障害者支援施設（※）については、別途、本日付けで岐阜県選挙管理委員会書記長より、別添写しのとおり「入所者の投票機会の確保について（依頼）」が発せられておりますので、その内容を併せてご確認くださいませようお願いします。

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設のうち、専ら身体障害者を入所させる施設

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	若原	担当	信田
電話	058-272-1111 内 2686		
FAX	058-278-2643		